

○ 内閣府令第 号

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十五項第二号、第百五十六條の三第二項第七号、第三項、第百五十六條の六第二項、第三項、第百五十六條の七第二項第七号、第百五十六條の十一、第百五十六條の十二、第百五十六條の十三第百五十六條の十八、第百五十六條の十九及び第百八十八條の規定に基づき、証券取引清算機関等に関する内閣府令を次のように定める。

平成十四年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

証券取引清算機関等に関する内閣府令

（委託に際しあらかじめ特定すべき事項）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第二条第二十五項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 有価証券の売買及び有価証券先物取引 売買の別、有価証券の銘柄、数又は金額、価格及び受渡日
- 二 有価証券指数等先物取引及び外国市場証券先物取引であつて有価証券指数等先物取引と類似の取引

現実指数若しくは現実数値（それぞれ法第二条第十八項に規定する現実指数又は現実数値をいう。）が約定指数若しくは約定数値（それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券指数（同項に規定する有価証券指数をいう。）又は有価証券の銘柄、数又は金額、約定指数又は約定数値及び受渡日

三 有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引であつて有価証券オプション取引と類似の取引オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、有価証券又は有価証券指数の銘柄、数又は金額、オプションの対価の額及び受渡日

四 有価証券先渡取引 売買の別、有価証券の銘柄（当該有価証券及びその対価の授受を約した将来の一定の時期、差金の授受によつて決済する場合における当該差金の額の計算方法を含む。）、数又は金額、価格及び受渡日

五 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数若しくは店頭現実数値（それぞれ法第二条第二十二項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）が店頭約定指数若しくは店頭約定数値（それぞれ同

項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券店頭指数（同項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）又は有価証券の銘柄（授受することとなる金銭の額の計算年月日、授受することとなる金銭の額の計算方法、当該金銭を授受することとなる年月日その他の当該取引の内容を適確に示すための事項を含む。）、数又は金額、店頭約定指数又は店頭約定数値及び受渡日

六 有価証券店頭オプション取引 オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、オプションの行使により成立する取引の内容（第一号、前号又は次号に規定する事項をいう。）、オプションの対価の額及び受渡日

七 有価証券店頭指数等スワップ取引 当事者の一方が相手方に支払うこととなる金銭の額の計算に係る有価証券店頭指数又は有価証券の銘柄及び当該金銭の額の計算方法並びに当事者の一方が相手方から受け取ることとなる金銭の額の計算に係る金利若しくは通貨の価格又は有価証券店頭指数若しくは有価証券の銘柄及び当該金銭の額の計算方法、取引期間その他の当該取引の内容を適確に示すための事項、当事者が元本として定めた金額並びに受渡日

八 令第一条の十二第一号及び第三号に定める取引 貸借の別、有価証券の銘柄及び数又は金銭の額、貸借期間、貸借料並びに受渡日

九 同条第二号に定める取引（貸借取引の返済の履行） 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数又は金銭の額並びに受渡日

十 同条第四号に定める取引（担保の授受） 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数又は金銭の額、貸借期間並びに受渡日

十一 同条第五号に定める取引 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数又は金銭の額その他当該取引の内容を適確に示すための事項並びに受渡日

（免許申請書の添付書類）

第二条 法第一百五十六条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に定めるものとする。

一 主要株主（発行済株式（議決権のあるものに限る。次号において同じ。）の総数の百分の十以上の株式（議決権のあるものに限る。次号において同じ。）を有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面

二 親法人（証券取引清算機関の過半数の株式（発行済株式の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式をいう。以下同じ。）を所有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（証券取引清算機関が過半数の株式を所有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該取締役及び監査役による自らが法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四 取締役の担当業務を記載した書面

五 有価証券債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

六 証券取引清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

七 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

八 その他法第一百五十六条の四第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

（免許申請書に添付すべき電磁的記録）

第三条 法第一百五十六条の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四

年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 申請者の商号

二 申請年月日

(兼業の承認申請)

第四条 証券取引清算機関は、第百五十六条の六第二項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする業務の種類

二 当該業務の開始予定年月日

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該業務の内容及び方法を記載した書面

二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三 当該業務の運営に関する社内規則

四 当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

（兼業業務の廃止の届出）

第五条 証券取引清算機関は、法第百五十六条の六第三項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 法第百五十六条の六第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類

二 当該業務を廃止した年月日

三 当該業務を廃止した理由

(業務方法書の記載事項)

第六条 法第百五十六条の七第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 有価証券債務引受業に附帯する業務を営む場合にあつては、その旨
- 二 有価証券債務引受業に関連する業務を営む場合にあつては、その旨
- 三 有価証券等清算取次ぎ(法第二条第二十五項第一号に掲げるものに限る。)に係る当該有価証券等清算取次ぎを行う清算参加者と顧客の間の基本契約においては、顧客が清算参加者を代理して対象取引を成立させようとするときは、当該顧客が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨

四 証券先物取引等(法第一百七条の二第一項第一号に規定する証券先物取引等をいう。以下同じ。)について有価証券債務引受業を行う場合にあつては取引証拠金に関する事項

五 法第百五十六条の十一に規定する清算預託金を定める場合にあつては、次に掲げる事項

イ 次条の規定により清算預託金として定める有価証券に関する事項

ロ 清算預託金の管理方法に関する事項

(清算預託金)

第七条 法第一百五十六条の十一に規定する内閣府令で定めるものは、金銭及び証券取引清算機関が業務方法書において定める有価証券であつて、当該証券取引清算機関が業務方法書の定めるところにより清算預託金として他の財産と分別して管理するものとする。

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

第八条 証券取引清算機関は、法第一百五十六条の十二の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更認可申請書にあつては、第三号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 理由書

二 定款又は業務方法書の新旧対照表

三 株主総会（法第百五十六条の十九第一項の規定に基づく承認を受けた会員証券取引所（法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所をいう。以下同じ。）にあつては、総会）の議事録

四 その他参考となる書類

（定款又は業務方法書の変更認可基準）

第九条 金融庁長官は、法第百五十六条の十二の規定に基づく認可申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

（資本の額等の変更の届出）

第十条 証券取引清算機関は、法第百五十六条の十三の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一 変更の内容

二 変更年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第百五十六条の三第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更 法第百五十六条の三第二項第三号

に掲げる書類

- 二 法第百五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類及び第二条第三号に掲げる書類

（有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請）

第十一条 証券取引清算機関は、法第百五十六条の十八の規定により有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

- 二 株主総会（会員証券取引所にあつては、総会）の議事録

- 三 最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書並びに決議時における資産及び負債の内容を明らかにした書面

- 四 有価証券債務引受業の結了の方法を記載した書面

- 五 その他参考となるべき事項を記載した書面

（証券取引所の有価証券債務引受業等の兼業承認申請）

第十二条 証券取引所は、法第一百五十六条の十九の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする業務の種類

二 当該業務の開始予定年月日

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 業務方法書

二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三 当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

（規則の届出）

第十三条 証券取引清算機関は、業務方法書に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

（提出書類）

第十四条 証券取引清算機関は、法第百八十八条の規定に基づき、商法（明治三十二年法律第四十八号）第
二百八十一条第一項の規定する次に掲げる書類を、毎営業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しな
ければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 商法第二百八十一条第一項の附属明細書

二 清算預託金明細表

三 取引証拠金明細表（証券先物取引等について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関に限る。）

四 その他諸勘定明細表

五 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面

3 証券取引所が法第一百五十六条の十九の規定により内閣総理大臣の承認を受けて証券取引清算機関として業務を行う場合にあつては、当該証券取引所は、第一項の期間内に、前二項に掲げる書類又はこれに相当する書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出したときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に掲げる書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出することを要しない。

4 証券取引清算機関は、次の各号に掲げる事実（以下、この条において「事故」という。）が発生した場合には、法第八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなければならない。

一 取締役、監査役又は使用人がその業務を執行するに際し、法令又は業務方法書に違反する行為をしたこと

二 電子情報処理組織の故障その他偶発的な事情による有価証券債務引受業の全部又は一部の停止

5 証券取引清算機関は、前項の規定により報告した事故の詳細が判明した場合には、法第八十八条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 事故の詳細

二 事故の改善策

三 その他必要な事項

（免許申請書の経由）

第十五条 法第百五十六条の三第一項の規定による申請書を提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

（標準処理期間）

第十六条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第百五十六条の六第二項に規定する承認又は第百五十六条の十二若しくは第百五十六条の十八に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百五十六条の三第一項に規定する免許又は第百五十六条の十九に規定する承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる資料を追加するために要する期間

附 則

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。